

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して管理させていただきます。なお、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の振替等にあたっては、別紙「委託手数料等の体系表」に記載の手数料をいただきます。
- ・ 有価証券や金銭のお預かりについては、一切ご負担をいただいております。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して管理させていただきます。なお、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主として金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、顧客取引として口座を設定していただいた上で、取引をお受けいたします。

この契約の終了事由

当社の約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過し当社から契約の意思を確認し意思表示を受けた場合
- お客様が当社の約款の変更に同意されない場合

当社の概要

| | |
|----------|--|
| 商号等 | 岡地証券株式会社 第一種金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第5号 |
| 本店所在地 | 〒460-0008 名古屋市中区栄 3-7-26 |
| 加入協会 | 日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター |
| 資本金 | 15億円 |
| 主な事業 | 第一種金融商品取引業 |
| 設立年月 | 昭和23年5月 |
| 連絡先 | 当社コンプライアンス部 052-251-9622 又はお取引のある本店又は営業所にご連絡下さい。 また、当社は災害発生時等対応するため次の連絡先を設けております。 本店：052-251-4171 東京：03-3668-3661 |